

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

公布日 平成19年6月6日

何人でも、住民票の写し等の交付の請求をすることができるという現行の交付制度を、個人情報保護の観点から交付請求できる場合を限定するとともに、本人確認を法制化することにより不正請求やなりすましの防止を図る。

1. 住民票の写し等の交付関係

(1) 住民票の写し等の交付を請求することができる場合を限定

- ① 自己又は自己と同一世帯に属する者による請求
※戸籍の附票の写しの交付については、戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属による請求
- ② 国又は地方公共団体の機関による請求
- ③ 弁護士等による職務上の請求
- ④ ①から③以外の者で、自己の権利行使又は義務履行のため等住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者による請求

(2) 住民票の写し等を交付する際の本人確認について規定

(3) 代理権限又は使者の権限を明らかにする書類を提示し、又は提出することを規定

2. 転出・転入等の届出関係

(1) 届出を受理する際の本人確認について規定

転入、転居、転出、世帯変更の届出について本人確認を法制化

3. その他

(1) 制裁の強化

偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられる。

(2) 施行期日

平成20年5月1日施行